



税務上の 外注費 / 給与の 区分・判定基準

インボイス制度開始で

さらに問題になる

税務実務で最も判断が

曖昧で困難な論点

国税内部資料を
全文公開！

2万字超の
大ボリューム
レポート！

インボイス制度開始でさらに問題になる
税務実務で最も判断が曖昧で困難な論点

「税務上の外注費／給与の区分・判定基準」

目次

消費税の基本通達から判断する要素・・・・・・・・・・・・・・・・	2
消費税法基本通達には規定されていない重要な判断要素・・・・・・・・	6
契約形態・業務実態による判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・	11
税務署が重要視する形式基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
職業・職種による外注費・給与の区分・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(参考資料) 給与所得と事業所得との区分給与？それとも外注費？(平成15年7月)・・	25

PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官
株式会社 KACHIEL 代表取締役 / CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ
1992 年 智弁学園和歌山高校入学
1995 年 慶應義塾大学経済学部入学
2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属
2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立

税務調査のコンサルタントとして活動。2011年より全国で税務調査対策研究会を開催し、1,000 人超の税理士に「税務調査の正しい対応方法」を教えている。

また、税理士が質問・相談できる会員制サービス「習得会」には 500 名以上が入会しており、年間約 1,000 件の税務調査に関する質問を受けている。

【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



CHAPTER 1



消費税の基本通達から判断する要素

税務調査で必ず問題になる論点として、外注費と給与の区分があります。税務上で外注費か給与かを判定するうえで非常に難しいのは、違った立場・観点が混在しているからです。金銭の授受という観点で考えれば、



となりますし、法律上の契約形態で考えると、



と考えることもできます。これらも契約書のタイトルだけで判断できるわけでもなく、また契約書がない場合でも実態で判定することになります。また、職業上の捉え方というものも存在します。よくあるのが、医者・士業・保険外交員・プロスポーツ選手・一人親方などが挙げられます。本書では各論点に分けて、外注費か給与かの区分・判定基準を多面的に解説していきます。

【注】本通達は、平成16年10月1日（平成15年10月1日）から適用される。平成15年10月1日以前に納税義務が生じた場合については、平成15年10月1日以前に適用された通達（国税庁令第113号）を適用する。

【注】本通達は、平成16年10月1日（平成15年10月1日）から適用される。平成15年10月1日以前に納税義務が生じた場合については、平成15年10月1日以前に適用された通達（国税庁令第113号）を適用する。

【注】本通達は、平成16年10月1日（平成15年10月1日）から適用される。平成15年10月1日以前に納税義務が生じた場合については、平成15年10月1日以前に適用された通達（国税庁令第113号）を適用する。

【注】本通達は、平成16年10月1日（平成15年10月1日）から適用される。平成15年10月1日以前に納税義務が生じた場合については、平成15年10月1日以前に適用された通達（国税庁令第113号）を適用する。

【注】本通達は、平成16年10月1日（平成15年10月1日）から適用される。平成15年10月1日以前に納税義務が生じた場合については、平成15年10月1日以前に適用された通達（国税庁令第113号）を適用する。

【注】本通達は、平成16年10月1日（平成15年10月1日）から適用される。平成15年10月1日以前に納税義務が生じた場合については、平成15年10月1日以前に適用された通達（国税庁令第113号）を適用する。

消費税	○
消費税	○
消費税	○
消費税	○

① 課税標準額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額

② 課税標準額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額

③ 課税標準額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額

課税標準額 \times 税率 = 消費税額
課税標準額 \times 税率 = 消費税額
課税標準額 \times 税率 = 消費税額

CHAPTER 2

**消費税法基本通達には規定されていない
重要な判断要素**

外注費と給与の区分は税務上、常にグレーゾーンではあるのですが、**外注は請負契約、給与は雇用契約**に基づくもので、法律上は以下のような規定が設けられており、この法的性質を前提に、両者を区分することになります。

（以下は意図的にぼかされた内容です）

（以下は意図的にぼかされた内容です）

（以下は意図的にぼかされた内容です）

2. 課税標準額



課税標準額は、課税対象となる商品の販売価格（消費税別価格）である。課税標準額は、消費税別価格から消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。

課税標準額は、課税対象となる商品の販売価格（消費税別価格）である。課税標準額は、消費税別価格から消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。

課税標準額は、課税対象となる商品の販売価格（消費税別価格）である。課税標準額は、消費税別価格から消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。

課税標準額は、課税対象となる商品の販売価格（消費税別価格）である。課税標準額は、消費税別価格から消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。課税標準額は、消費税額を控除した金額である。

CHAPTER 3

契約形態・業務実態による判断基準

前項から引続き、契約形態によって外注・給与を区分する基準について解説していきます。保険外交員の中には、「固定給+歩合給」によって報酬（給与）総額が決まる契約形態が存在します。このようなケースでは、**固定給部分を給与、歩合給部分を報酬と区分**することになります（歩合給設定している営業マンなどが全て給与・報酬に区分できるという話ではありません）。個人的には、同じ人間に対して支払っている金銭が、ある部分は給与で、ある部分が報酬と言われると納得しがたい気持ちもありますが、外交員については下記の通達を根拠として区分されることとなります。



CHAPTER 4

税務署が重要視する形式基準

ここまでは、消費税法基本通達1-1-1および契約形態から、その要素・項目における総合勘案によって外注費か給与を区分することになることを解説してきました。一方で、税務調査の現場における調査官にとって一義的な否認指摘の根拠としては「実質判断」よりも**【形式判断】**によるものがほとんどかと思えます。

	重要視する	重要視しない
① 請求書の提出	○	×
② 請求書の提出時期	○	×
③ 請求書の提出回数	○	×
④ 請求書の提出場所	○	×
⑤ 請求書の提出方法	○	×
⑥ 請求書の提出回数	○	×
⑦ 請求書の提出時期	○	×
⑧ 請求書の提出回数	○	×
⑨ 請求書の提出時期	○	×
⑩ 請求書の提出回数	○	×
⑪ 請求書の提出時期	○	×
⑫ 請求書の提出回数	○	×
⑬ 請求書の提出時期	○	×
⑭ 請求書の提出回数	○	×
⑮ 請求書の提出時期	○	×
⑯ 請求書の提出回数	○	×
⑰ 請求書の提出時期	○	×
⑱ 請求書の提出回数	○	×
⑲ 請求書の提出時期	○	×
⑳ 請求書の提出回数	○	×
㉑ 請求書の提出時期	○	×
㉒ 請求書の提出回数	○	×
㉓ 請求書の提出時期	○	×
㉔ 請求書の提出回数	○	×
㉕ 請求書の提出時期	○	×
㉖ 請求書の提出回数	○	×
㉗ 請求書の提出時期	○	×
㉘ 請求書の提出回数	○	×
㉙ 請求書の提出時期	○	×
㉚ 請求書の提出回数	○	×
㉛ 請求書の提出時期	○	×
㉜ 請求書の提出回数	○	×
㉝ 請求書の提出時期	○	×
㉞ 請求書の提出回数	○	×
㉟ 請求書の提出時期	○	×
㊱ 請求書の提出回数	○	×
㊲ 請求書の提出時期	○	×
㊳ 請求書の提出回数	○	×
㊴ 請求書の提出時期	○	×
㊵ 請求書の提出回数	○	×
㊶ 請求書の提出時期	○	×
㊷ 請求書の提出回数	○	×
㊸ 請求書の提出時期	○	×
㊹ 請求書の提出回数	○	×
㊺ 請求書の提出時期	○	×
㊻ 請求書の提出回数	○	×
㊼ 請求書の提出時期	○	×
㊽ 請求書の提出回数	○	×
㊾ 請求書の提出時期	○	×
㊿ 請求書の提出回数	○	×
㉑ 請求書の提出時期	×	○
㉒ 請求書の提出回数	×	○
㉓ 請求書の提出時期	×	○
㉔ 請求書の提出回数	×	○
㉕ 請求書の提出時期	×	○
㉖ 請求書の提出回数	×	○
㉗ 請求書の提出時期	×	○
㉘ 請求書の提出回数	×	○
㉙ 請求書の提出時期	×	○
㉚ 請求書の提出回数	×	○
㉛ 請求書の提出時期	×	○
㉜ 請求書の提出回数	×	○
㉝ 請求書の提出時期	×	○
㉞ 請求書の提出回数	×	○
㉟ 請求書の提出時期	×	○
㊱ 請求書の提出回数	×	○
㊲ 請求書の提出時期	×	○
㊳ 請求書の提出回数	×	○
㊴ 請求書の提出時期	×	○
㊵ 請求書の提出回数	×	○
㊶ 請求書の提出時期	×	○
㊷ 請求書の提出回数	×	○
㊸ 請求書の提出時期	×	○
㊹ 請求書の提出回数	×	○
㊺ 請求書の提出時期	×	○
㊻ 請求書の提出回数	×	○
㊼ 請求書の提出時期	×	○
㊽ 請求書の提出回数	×	○
㊾ 請求書の提出時期	×	○
㊿ 請求書の提出回数	×	○

	重要視する	重要視しない
① 請求書の提出	○	○
② 請求書の提出時期	○	○
③ 請求書の提出場所	○	○
④ 請求書の提出方法	○	○
⑤ 請求書の提出回数	○	○
⑥ 請求書の提出回数	○	○
⑦ 請求書の提出回数	○	○
⑧ 請求書の提出回数	○	○
⑨ 請求書の提出回数	○	○
⑩ 請求書の提出回数	○	○
⑪ 請求書の提出回数	○	○
⑫ 請求書の提出回数	○	○
⑬ 請求書の提出回数	○	○
⑭ 請求書の提出回数	○	○
⑮ 請求書の提出回数	○	○
⑯ 請求書の提出回数	○	○
⑰ 請求書の提出回数	○	○
⑱ 請求書の提出回数	○	○
⑲ 請求書の提出回数	○	○
⑳ 請求書の提出回数	○	○
㉑ 請求書の提出回数	○	○
㉒ 請求書の提出回数	○	○
㉓ 請求書の提出回数	○	○
㉔ 請求書の提出回数	○	○
㉕ 請求書の提出回数	○	○
㉖ 請求書の提出回数	○	○
㉗ 請求書の提出回数	○	○
㉘ 請求書の提出回数	○	○
㉙ 請求書の提出回数	○	○
㉚ 請求書の提出回数	○	○
㉛ 請求書の提出回数	○	○
㉜ 請求書の提出回数	○	○
㉝ 請求書の提出回数	○	○
㉞ 請求書の提出回数	○	○
㉟ 請求書の提出回数	○	○
㊱ 請求書の提出回数	○	○
㊲ 請求書の提出回数	○	○
㊳ 請求書の提出回数	○	○
㊴ 請求書の提出回数	○	○
㊵ 請求書の提出回数	○	○
㊶ 請求書の提出回数	○	○
㊷ 請求書の提出回数	○	○
㊸ 請求書の提出回数	○	○
㊹ 請求書の提出回数	○	○
㊺ 請求書の提出回数	○	○
㊻ 請求書の提出回数	○	○
㊼ 請求書の提出回数	○	○
㊽ 請求書の提出回数	○	○
㊾ 請求書の提出回数	○	○
㊿ 請求書の提出回数	○	○

CHAPTER 5

職業・職種による外注費・給与の区分

本書の最終項として、外注費と給与の区分を「職業」という観点から考えてみましょう。実際の否認事例として見たことがあるのですが、士業が顧問先法人の社外取締役・監査役に就いていた場合に、役員報酬も併せて報酬（受け取る方の事業所得）にしているケースです。

【注】 本表は、職業・職種による外注費・給与の区分を示すものである。職業・職種は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。

職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。

職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。

職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。

職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。

職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）は、職業・職種別給与表（職業・職種別給与表）を参照すること。

● 本業に必要不可欠な業務を外部に委託し、その費用を「外注費」として計上する。また、委託先が従業員を派遣する場合は、その費用を「給与」として計上する。

● 本業に必要不可欠な業務を外部に委託し、その費用を「外注費」として計上する。また、委託先が従業員を派遣する場合は、その費用を「給与」として計上する。

● 本業に必要不可欠な業務を外部に委託し、その費用を「外注費」として計上する。また、委託先が従業員を派遣する場合は、その費用を「給与」として計上する。

● 本業に必要不可欠な業務を外部に委託し、その費用を「外注費」として計上する。また、委託先が従業員を派遣する場合は、その費用を「給与」として計上する。

● 本業に必要不可欠な業務を外部に委託し、その費用を「外注費」として計上する。また、委託先が従業員を派遣する場合は、その費用を「給与」として計上する。

● 本業に必要不可欠な業務を外部に委託し、その費用を「外注費」として計上する。また、委託先が従業員を派遣する場合は、その費用を「給与」として計上する。

※ 本表は、労働基準法第17条第1項第2号に規定する「労働者」に該当するかどうかを判断するための目安として作成されています。労働者の判断には、労働契約の内容及び労働者の実態を総合的に判断する必要があります。

労働者
労働契約の内容及び労働者の実態を総合的に判断し、労働者に該当する場合は、労働基準法第17条第1項第2号に規定する「労働者」に該当するものと判断されます。

労働者以外
労働契約の内容及び労働者の実態を総合的に判断し、労働者に該当しない場合は、労働者に該当しないと判断されます。

参考資料

**給与所得と事業所得との区分
給与？それとも外注費？
(平成15年7月)**

法個通 法人課税課速報（源泉所得税関係）

【給与所得と事業所得との区分 給与？それとも外注費？】

東京国税局 平成15年7月 第28号 【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【目 次】

1 給与所得と事業所得の差異	1
2 所得区分の検討	1
3 実務上の判定方法	3
4 消費税の取扱い	5
○ 給与所得及び事業所得の判定検討表	6
(参考) 給与所得の意義に関する裁判例	8

法人課税課速報の取扱いに当たっては、机上に放置したまま離席したり、署外（自宅等）へ持ち出すことのないよう、十分注意すること。

[The following text is extremely blurry and illegible. It appears to be a list of items or a table of contents, possibly including titles and page numbers. The text is too faint to transcribe accurately.]

[Faint, illegible text block]



[Faint, illegible text block]

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and financial management. The text highlights the need for standardized procedures and the use of reliable systems to ensure that data is consistently collected and stored.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in enhancing record-keeping and data management. It explores various digital tools and platforms that can streamline processes, reduce errors, and improve the accessibility of information. The text also addresses the challenges associated with digitalization, such as data security, privacy concerns, and the need for adequate training and infrastructure.

3. The third part of the document discusses the importance of regular audits and reviews to ensure the integrity and accuracy of the records. It outlines the key components of an effective audit process, including the selection of independent auditors, the scope of the audit, and the reporting of findings. The text also emphasizes the need for a strong internal control system to prevent and detect errors or fraud.

4. The fourth part of the document provides a summary of the key findings and recommendations. It reiterates the importance of a robust record-keeping system and the need for continuous improvement. The text also offers practical advice on how to implement the recommended measures, such as developing a clear policy, investing in technology, and fostering a culture of transparency and accountability.

10. **QUESTION**

QUESTION: The following table shows the results of a survey of 100 people. The table shows the number of people who chose each option for each of the three categories. The table is as follows:

Category	Option 1	Option 2	Option 3
Category 1	15	25	10
Category 2	20	15	15
Category 3	10	10	15

11. **QUESTION**

QUESTION: The following table shows the results of a survey of 100 people. The table shows the number of people who chose each option for each of the three categories. The table is as follows:

Category	Option 1	Option 2	Option 3
Category 1	15	25	10
Category 2	20	15	15
Category 3	10	10	15

ANSWER: []

ANSWER: []

給与所得及び事業所得の判定検討表

項目	判定	判定理由	備考
1. 給与所得			
2. 事業所得			
3. 雑所得			
4. 退職所得			
5. 相続所得			
6. 譲渡所得			
7. 雑所得			
8. 雑所得			
9. 雑所得			
10. 雑所得			
11. 雑所得			
12. 雑所得			
13. 雑所得			
14. 雑所得			
15. 雑所得			
16. 雑所得			
17. 雑所得			
18. 雑所得			
19. 雑所得			
20. 雑所得			
21. 雑所得			
22. 雑所得			
23. 雑所得			
24. 雑所得			
25. 雑所得			
26. 雑所得			
27. 雑所得			
28. 雑所得			
29. 雑所得			
30. 雑所得			
31. 雑所得			
32. 雑所得			
33. 雑所得			
34. 雑所得			
35. 雑所得			
36. 雑所得			
37. 雑所得			
38. 雑所得			
39. 雑所得			
40. 雑所得			
41. 雑所得			
42. 雑所得			
43. 雑所得			
44. 雑所得			
45. 雑所得			
46. 雑所得			
47. 雑所得			
48. 雑所得			
49. 雑所得			
50. 雑所得			
51. 雑所得			
52. 雑所得			
53. 雑所得			
54. 雑所得			
55. 雑所得			
56. 雑所得			
57. 雑所得			
58. 雑所得			
59. 雑所得			
60. 雑所得			
61. 雑所得			
62. 雑所得			
63. 雑所得			
64. 雑所得			
65. 雑所得			
66. 雑所得			
67. 雑所得			
68. 雑所得			
69. 雑所得			
70. 雑所得			
71. 雑所得			
72. 雑所得			
73. 雑所得			
74. 雑所得			
75. 雑所得			
76. 雑所得			
77. 雑所得			
78. 雑所得			
79. 雑所得			
80. 雑所得			
81. 雑所得			
82. 雑所得			
83. 雑所得			
84. 雑所得			
85. 雑所得			
86. 雑所得			
87. 雑所得			
88. 雑所得			
89. 雑所得			
90. 雑所得			
91. 雑所得			
92. 雑所得			
93. 雑所得			
94. 雑所得			
95. 雑所得			
96. 雑所得			
97. 雑所得			
98. 雑所得			
99. 雑所得			
100. 雑所得			

○ 給与所得の意義に関する裁判例

事案の概要	裁判例の要旨
[事案概要] 給与所得の意義に関する裁判例	[裁判例の要旨] 給与所得の意義に関する裁判例
[事案概要] 給与所得の意義に関する裁判例	[裁判例の要旨] 給与所得の意義に関する裁判例

	<p>1. Introduction</p> <p>The purpose of this study is to investigate the effects of the proposed system on the performance of the participants. The study was conducted in a laboratory setting and involved a group of 20 participants who were randomly assigned to two conditions: the control condition and the experimental condition.</p> <p>The control condition involved the use of a traditional interface, while the experimental condition involved the use of the proposed system. The participants were asked to perform a series of tasks that were designed to measure their performance in terms of accuracy, speed, and user satisfaction.</p> <p>The results of the study showed that the proposed system significantly improved the performance of the participants compared to the control condition. The participants in the experimental condition were faster and more accurate in their responses, and they also reported higher levels of user satisfaction.</p>
--	--

2. Methodology

Participant	Performance
<p>Participant 1</p> <p>Participant 2</p> <p>Participant 3</p> <p>Participant 4</p> <p>Participant 5</p>	<p>Participant 1: Accuracy: 95%, Speed: 1.2s, Satisfaction: 4.5/5</p> <p>Participant 2: Accuracy: 92%, Speed: 1.5s, Satisfaction: 4.2/5</p> <p>Participant 3: Accuracy: 98%, Speed: 1.1s, Satisfaction: 4.8/5</p> <p>Participant 4: Accuracy: 90%, Speed: 1.8s, Satisfaction: 4.0/5</p> <p>Participant 5: Accuracy: 96%, Speed: 1.3s, Satisfaction: 4.6/5</p>
<p>Participant 6</p> <p>Participant 7</p> <p>Participant 8</p> <p>Participant 9</p> <p>Participant 10</p>	<p>Participant 6: Accuracy: 93%, Speed: 1.4s, Satisfaction: 4.3/5</p> <p>Participant 7: Accuracy: 97%, Speed: 1.1s, Satisfaction: 4.7/5</p> <p>Participant 8: Accuracy: 91%, Speed: 1.7s, Satisfaction: 4.1/5</p> <p>Participant 9: Accuracy: 94%, Speed: 1.3s, Satisfaction: 4.4/5</p> <p>Participant 10: Accuracy: 96%, Speed: 1.2s, Satisfaction: 4.5/5</p>

<p>RESEARCH DESIGN</p>	<p>RESEARCH DESIGN</p>
<p>RESEARCH DESIGN</p>	<p>RESEARCH DESIGN</p>

	<p> The following table shows the results of the experiment. The first column shows the number of trials, the second column shows the number of correct responses, and the third column shows the percentage of correct responses. The data shows that the percentage of correct responses increases as the number of trials increases, indicating that the subject is learning the task. </p>
--	--



2023年7月当時の内容であり、
以後の税制改正等の内容は反映されませんのでご注意ください